

●香川県告示第145号

平成12年香川県告示第199号（香川県使用料、手数料条例別表第2の12の項の知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。
平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 特級の技能検定に係る実技試験の手数料の金額（全職種） <u>17,900円</u>		1 特級の技能検定に係る実技試験の手数料の金額（全職種） <u>16,500円</u>	
2 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級及び単一等級の技能検定に係る実技試験の手数料の金額		2 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級及び単一等級の技能検定に係る実技試験の手数料の金額	
職種名	手数料の金額	職種名	手数料の金額
略	<u>17,900円</u> （3級の技能検定を受検する在校生にあつては、 <u>11,900円</u> ）	園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶきとび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施	<u>16,500円</u> （3級の技能検定を受検する在校生にあつては <u>11,000円</u> ）

略	<u>14,900円</u> (3級の技能検定を受検する在校生にあっては、 <u>9,900円</u>)
略	<u>13,100円</u> (3級の技能検定を受検する在校生にあっては、 <u>8,700円</u>)

備考 略

工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾	
機械検査、婦人子供服製造	<u>13,700円</u> (3級の技能検定を受検する在校生にあっては、 <u>9,100円</u>)
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>12,100円</u> (3級の技能検定を受検する在校生にあっては、 <u>8,100円</u>)

備考 略